

令和2年度 第3回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和3年1月7日（木）午前9時30分～

場所：南池袋小学校 3F 多目的ルーム

【次 第】

- 1 開 会
- 2 南池袋小学校 校長ご紹介
- 3 校内施設、スキップ南池袋の視察
- 4 議 事
 - (1) 令和元年度評価実施事業 取り組み状況報告
 - ① 子どもスキップ・学童クラブ(放課後児童健全育成)事業
 - (2) 評価対象事業のヒアリング及び質疑応答
 - ① 子どもスキップ運営事業
 - ② 学校施設整備の補助金
- 5 その他
- 6 閉 会

【資 料】

令和元年度評価実施事業 取り組み状況報告

【子どもスキップ・学童クラブ(放課後児童健全育成)事業】・・・(資料1)

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート【子どもスキップ運営事業】・・・(資料2)

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート【学校施設整備の補助金】(資料3)

令和元年度評価実施事業 取り組み状況報告

内 容 令和元年度に実施した教育に関する事務の点検・評価における意見に対する現時点での取り組み状況について報告する。

子どもスキップ・学童クラブ(放課後児童健全育成)事業	
意見	<p>(1) 学校施設をタイムシェアで利用し、放課後児童健全育成事業として、豊島区的全児童を対象にした効率的な運営をしている。利用スペースの確保については、同様の課題をもつ自治体の成功例の情報を収集し、参考としながら課題解決を図ることが必要である。</p> <p>(2) 喫緊の課題は、職員の欠員補充や適正な指導員数の確保が十分でないことである。この事業をより円滑に推進し、先を見越した人材確保をしていくためには、長期的な事業計画と人材育成の工夫が重要となってくる。人材については、スポーツ指導やレクリエーション指導の経験者など特殊技能をもつ経験者を任用するなど参加する子供の需要を満たす配慮を忘れないでほしい。さらに、配慮が必要な子供や日本語が十分でない外国籍の子供の対応も重要である。</p> <p>(3) 利用者数が年々増加しており、中でも学童クラブの利用児童数の増加が顕著であり、学童クラブが求められていることがわかる。子どもスキップ事業が教育委員会に移管され、利用スペースの確保の面で学校との連携が図りやすくなっている。今後、子供たちの放課後の生活を充実させるために、今まで以上に地域社会と連携し、この事業の構築を図っていくことが重要になる。</p> <p>(4) また、東日本大震災あるいは阪神淡路大震災クラスの地震を想定した避難訓練や保護者への引き渡し訓練など、施設を共有する小学校等と連携・協力を図りながら計画的に推進することが大切である。</p>
取組状況	<p>(1) 学童クラブ専用のコアスペース、学童クラブ児童と一般利用児童が交流するセカンドスペースの外、放課後、学校と多目的室やホールを、サードスペースとしてタイムシェアリングをし、スペース確保に努めている。同様の課題を持つ他自治体からは、豊島区の事例を参考にするため、視察や問合せがあるが、さらに他自治体の事例を研究していく。</p> <p>(2) 人材確保については、令和 2 年度より会計年度任用職員制度が導入され、待遇が向上したことにより、令和元年度 12 月に 18 人であった欠員が、令和 2 年 12 月には 6 人まで減少している。また、支援を要する児童へ学校から放課後まで切れ目のない支援をするスクールスキップサポーターについては、令和 2 年 12 月に、全22施設への配置が完了した。職員は、体育や音楽、美術を専攻し、教員免許を持つ者も多く、適正配置に努めている。また、中国語を母国語とする職員は、特に需要のある地域に優先して配置している。</p> <p>(3) 子どもスキップ条例の第 3 条(5)に謳われているように、子どもスキップは、児童の健全育成上、地域、学校、家庭、行政が連携して、地域の子供に関する健全育成活動や見守り活動の拠点になるとともに、子供に関する意見交換、情報交換の場として地域の子育て力、教育力の向上を図ることが必要である。各施設での「地域子ども懇談会」、関係団体の代表が参加する「子どもスキップ運営協議会」を通し、地域の意見を反映させた運営に努めていく。</p> <p>(4) 各施設では消防計画に則り、定期的に避難訓練、職員の自衛消防隊訓練を実施している。また、当該小学校や併設施設の訓練に職員が参加するなど、日頃より連携・協力体制を構築し災害時に備えているが、引続き、非常時の業務体制について整備していく。</p>

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	子どもスキップ運営事業	担当課	放課後対策課
-----	-------------	-----	--------

1. 事業概要及び現状

事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕	学校の理解と協力のもと、子ども会議での児童の意見を反映させて運営することにより、児童が放課後を自主的に楽しく安全・安心に過ごし、遊びをとおして児童たちが交流を広げることを支援する。								
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校在籍児童及び区内在住の全児童(学童クラブ・一般利用) ・子どもスキップを利用している児童の保護者 								
事業の概要 〔事業の手法〕	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて子どもスキップを運営している。 ・保護者の就労などの理由で放課後の時間帯に家庭が留守になる児童を預かる「学童クラブ」と、保護者と児童との間で帰りの時間を決める自主的な利用が可能な「一般利用」の、2つの利用方法で運営している。 ・学童クラブと一般利用両方の児童が交流し、安全・安心に配慮したうえで、体育館などの学校施設を活用した遊びや体験の場を提供する。 ・各スキップで利用児童による子ども会議を開催して、行事やルール決めなど、子どもスキップの運営に児童自らの意見を反映させる。 ・地域子ども懇談会を開催して、子どもスキップの運営に地域や関連団体等の意向を反映させる。 								
基礎データ 〔利用者等の情報〕	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校の敷地内または隣接地で運営(22施設)。 ・開所日数は年間291日。 ・令和元年度の利用者数は516,829名(一般利用 延184,217名、学童クラブ 延332,612名)。 ・学童クラブ利用料は4,000円/月、9時前利用は1,000円/年、延長利用は1,000円/月。減免制度あり。一般利用は無料で利用可能。 								
豊島区教育ビジョン2019における位置付け	基本方針7. 家庭と地域の教育力の向上								
根拠法令	児童福祉法 社会福祉法 子ども・子育て支援法	事業開始年度	平成16年4月						
取組状況	元年度に実施した具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール・スキップサポーター制度(非常勤職員)を導入。 特別な支援を要する児童に対して、学校における教育活動から放課後にわたる切れ目のない支援を行うため、区立小学校22校(子どもスキップ22施設)へのスクール・スキップサポーターの配置を目指す。 (令和元年度末で15校に配置) ・全子どもスキップへ熱中症計を配付。児童と職員の熱中症を未然に防ぐため、学校開放事業、放課後子ども教室事業と共有した計測基準を設け、安心安全な事業運営に努めた。 ・子ども会議を開催し、児童の意見を募った。 ・子どもスキップ運営協議会を開催した。 							
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
		○ 学童クラブ利用登録者数	→維持する	人	1,542	1,602	1,650	1,549	1,980
		○ 子どもスキップ一般利用届け出者数	→維持する	人	8,852	9,009	9,100	9,184	8,000
○ 子ども会議開催数	↗増加させる	回	48	51	55	57	22		

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (計画)	元年度 (実績)	2年度 (計画)
		①	待機児童数	ー維持する	人	0	0	0	0
②	事故発生件数	、減少させる	件	154	129	116	154	77	
③	子ども会議決定事項数	、増加させる	件	63	83	65	61	44	

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)	
事業費		A	594,252	568,371	686,438	606,174	821,599	215,425
財源内訳	国、都支出金		162,973	173,508	157,458	225,277	223,359	-1,918
	使用料・手数料	B	76,222	82,036	78,484	85,082	85,671	589
	地方債・その他		46,305	43,873	57,421	46,639	74,481	27,842
	一般財源	C=A-B	308,752	268,954	—	249,176	438,088	188,912

3. 課題及び今後の方向性

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ① 学童クラブの待機児童数ゼロは達成しているが、感染症予防対策により、学童クラブ、一般利用(3月より休止中)を自粛する者が増えたため、本来の活動指標が上がりにくい結果となっている。 ② 様々な機会を捉え職員募集したことや会計年度任用職員制度の導入により、職員の欠員状況は改善傾向にあるが、入学児童や共働き世帯の増加に伴い、学童クラブ利用需要は増えおり、引続き、職員確保策と適正な人員配置を図る。また、スペース確保のため、施設改修や学校とのスペースタイムシェアリングに努める必要がある。 ③ 働く保護者への支援、児童の居場所確保の観点から、新型コロナウイルス感染防止策を講じつつ、学童クラブの更なる利便性向上を図る。 ④ ISSの全校化へ向けた取り組みに、子どもスキップ事業も連動し、徹底した事故防止策を講じ、放課後においても安全・安心な体制の維持を図る。
課題への対応策 及び今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般利用休止中の為、学童クラブの利用条件を緩和し、必要な児童の受入れを図っている。感染症の状況により、引続き受け入れは継続する。今後も感染症対策を取りながら通常運営を続け、利用需要に応じていく。 ② 12月には、スクールスキップサポーターの全施設への配置が完了した。 ③ 11月には子どもスキップ高松の校舎内移転が完了し、利便性が格段に向上した。 ④ 保護者からの強い要望に応え、学校長期休業中の学童クラブへの宅配弁当提供(試行)を実現させ、改善策を講じながら本格実施に向け、検証中である。 ⑤ 区立小学校の臨時休業期間中も、庁内他部署からの応援を得ながら、学童クラブ(時間や場所を拡大し運営)、校庭開放(児童の遊び場開放)を全22か所にて実施した。

ようこそ 子どもスキップ



「子どもスキップ」とは…

小学校施設等を活用して、全児童を対象とする育成事業と学童クラブを総合的に展開する事業のことで、学校の教室、校庭、体育館などを活用し、小学1年生から6年生までの児童を対象として、自主的な参加のもとに、遊びをとおして子どもたちが交流を広げる事業です。

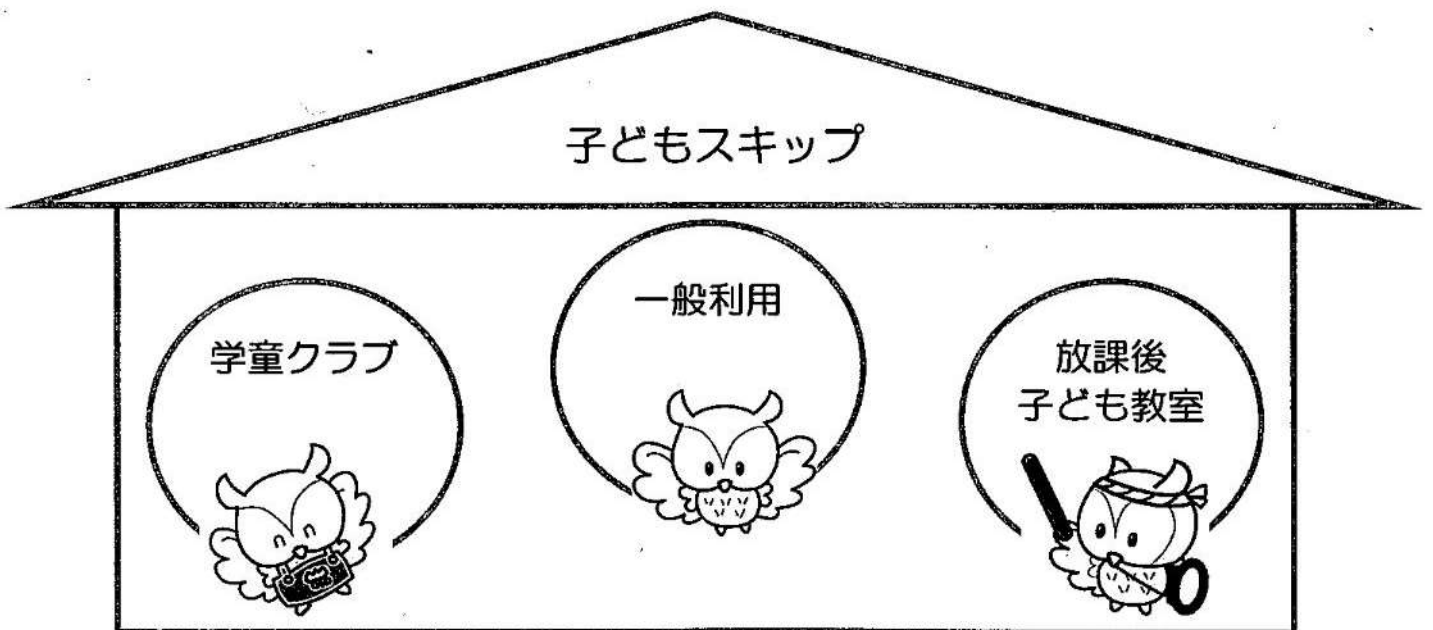
子どもスキップの中には、保護者の方が就労等の理由により、放課後の時間帯に家庭が留守になる児童をお預かりする「学童クラブ」もあります。この「学童クラブ」利用児童と学童クラブ利用児童以外の児童（一般児童）が交流することも目的のひとつになっています。

さらに、子どもスキップでは、子どもたちが安全・安心に活動できる居場所づくりを目指す文部科学省の補助事業である「放課後子ども教室」も実施しています。

近年、少子化に加えて、塾・習い事などで小学生の放課後の時間が様変わりしてきました。遊びたくても友だちがなかなか見つからなかったり、遊ぶ時間が少なかったりする子どもたちに子どもスキップは、「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」「遊ぶ空間」を用意し、さまざまな活動をとおして、多くの子どもたちが友だちとかかわり、関係を広げる「子ども同士の遊びと交流の場」を提供します。

平成16年の子どもスキップ南池袋の開設から、順次児童館をスキップに移行し、平成28年8月に子どもスキップ池袋本町が開設し、区内22小学校内にスキップが整備されました。

平成29年度からは事業を区長部局から教育委員会へ移管し、学校との連携を強化することにより、一元的な安全対策や施設改修を実現しています。



子どもスキップ事業のご案内

	学童クラブ	一般利用
対象	豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、一定の条件を満たしている者	豊島区在住または当該小学校に区域外就学を許可された児童で、子どもスキップに利用届出している者
基本の利用時間	○授業のある日：放課後から午後6時まで(土曜日は午後5時まで) ○授業のない日：朝9時から午後6時まで(土曜日は午後5時まで)	
延長利用	9時前利用	午前8時15分から午前9時 (学校休業日・土曜日)
	延長利用	午後6時から午後7時(平日のみ)
	利用には別途、申請が必要です。	
利用料 ※減免あり	月額4,000円	
	9時前利用	年額1,000円
	延長利用	月額1,000円
登録等	毎年度に必要書類提出による利用申請が必要 ※ 審査後に利用可否などの決定を通知 (利用は1ヶ所のみ)	事前の利用届出が必要 (豊島区在住の児童は複数スキップを利用可)
休業日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)	
利用の仕方	学校からランドセルを持って直接スキップへ向かう	①一度帰宅してから「子どもスキップ」に来る ②学校から直接ランドセルを持ってスキップへ向かう(直接利用)
帰宅時間等	職員が入退室システムや連絡帳などで出欠や帰宅時間の予定などを確認して管理	保護者と児童との間で帰りの時間を決める <u>自主的な利用</u>
送迎	原則不要 ※延長利用の場合はお迎えが必要	不要
お弁当	学校休業日・長期休業期間などには、弁当や水筒を持参	学校休業日・長期休業期間などには、保護者の判断により弁当や水筒を持参可
間食	月額1,000円を子どもスキップの現金納付 午後5時以降に間食を提供(土曜日除く) ※助成制度(半額)あり	持参不可
活動場所	学童クラブ専用のスペース・一般利用児童との共用スペース・校庭・体育館等	学童クラブとの共用スペース・校庭・体育館等

「放課後子ども教室」とは

地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流などの活動を行っている放課後事業です。工作、手芸、囲碁、将棋、書道、茶道、読み聞かせ、英会話などの屋内活動から、テニスやバレーボール、バドミントンなどのスポーツ、ダンスなど体を動かすあそびまで、子どもたちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを数多く用意しています。子どもスキップに利用届出をしている児童が参加できます。各放課後子ども教室で実施プログラムが違いますのでご確認ください。

「子どもスキップ」には

「子どもスキップ運営協議会」「地域子ども懇談会」があります

子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意見を反映させるため、「子どもスキップ運営協議会」を設置し、よりよい運営に向けての議論をしております。

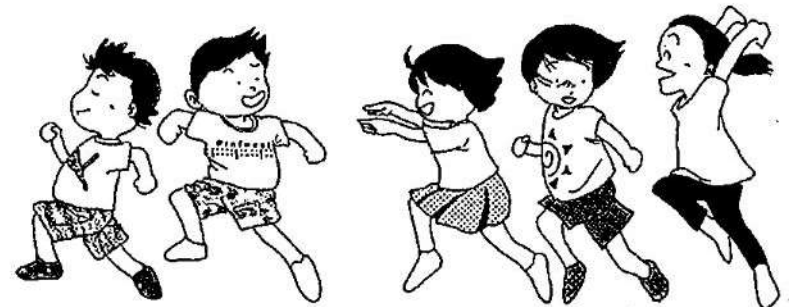
また、各スキップが地域の子どもの関心に関する健全育成活動や見守り活動の拠点となるために、地域・学校・家庭・行政が連携して「地域子ども懇談会」を設置しています。より地域に密着し、子育て力・教育力の向上が大きな目的です。



◇「豊島区子ども・若者総合計画」

豊島区は、令和2年3月に「豊島区子ども・若者総合計画」を策定しました。これは、平成27年3月に策定した「豊島区子どもプランー豊島区子ども・子育て支援事業計画」、平成29年3月に策定した「豊島区子ども・若者計画」を引き継ぎ、統合したものです。

「子どもスキップ」は、この計画の事業として位置付けられており、すべての子どもの最善の利益が考慮され、家庭や地域の中で子どもが成長し、子育てに伴う喜びが実感できるまちづくりを基本理念とし、安心して子どもを産み育て、子ども達の健やかな成長が笑顔となって地域にあふれるまちの実現を目指します。



「子どもスキップ」一覧



	名 称	開始時期	実施形態	住 所	電 話
1	子どもスキップ仰高	平成22年4月	敷地内型	豊島区駒込5-1-19	3949-1307
2	子どもスキップ駒込	平成19年4月	校舎内型	豊島区駒込3-13-1	3915-2411
3	子どもスキップ巢鴨	平成17年4月	校舎内型	豊島区南大塚1-24-10	3944-4531
4	子どもスキップ清和	平成21年4月	隣接型	豊島区巢鴨3-13-12	3910-5417
5	子どもスキップ西巢鴨	平成17年4月	隣接型	豊島区西巢鴨2-14-11	3915-2301
6	子どもスキップ豊成	平成25年11月	敷地内型	豊島区上池袋1-18-24	3940-4735
7	子どもスキップ朋有	平成19年2月	敷地内型	豊島区東池袋4-40-1	3987-6904
8	子どもスキップ朝日	平成17年7月	校舎内型	豊島区巢鴨5-33-1	3940-6068
9	子どもスキップ池袋第一 (令和2年度4月より仮校舎)	平成20年4月	校舎内型	豊島区池袋本町4-36-1	3982-0980
10	子どもスキップ池袋本町	平成28年8月	校舎内型	豊島区池袋本町1-43-1	3988-5176
11	子どもスキップ池袋第三	平成19年4月	敷地内型	豊島区西池袋3-14-3	5952-0755
12	子どもスキップ池袋	平成25年10月	校舎内型	豊島区池袋4-23-8	3988-5254
13	子どもスキップ南池袋	平成16年4月	隣接型	豊島区南池袋3-5-12	3981-5460
14	子どもスキップ高南	平成18年4月	校舎内型	豊島区高田2-12-7	3987-1877
15	子どもスキップ目白	平成26年10月	校舎内型	豊島区目白2-11-6	3983-6714
16	子どもスキップ長崎	平成22年4月	校舎内型	豊島区长崎2-6-3	5995-6025
17	子どもスキップ要	平成24年4月	敷地内型	豊島区要町2-3-20	3974-7397
18	子どもスキップ椎名町	平成20年4月	校舎内型	豊島区南長崎4-30-5	3953-6451
19	子どもスキップ富士見台	平成18年4月	校舎内型	豊島区南長崎1-10-5	3565-2955
20	子どもスキップ千早	平成27年4月	校舎内型	豊島区千早3-33-5	3974-1665
21	子どもスキップ高松	平成17年4月	校舎内型	豊島区高松2-57-22	3974-1020
22	子どもスキップさくら	平成17年7月	校舎内型	豊島区长崎6-16-1	3956-8177

【子どもスキップ3つのパターン】

敷地内型展開
学校敷地内の施設を整備して
対応するパターン

校舎内型展開
校舎内で事業展開するパターン

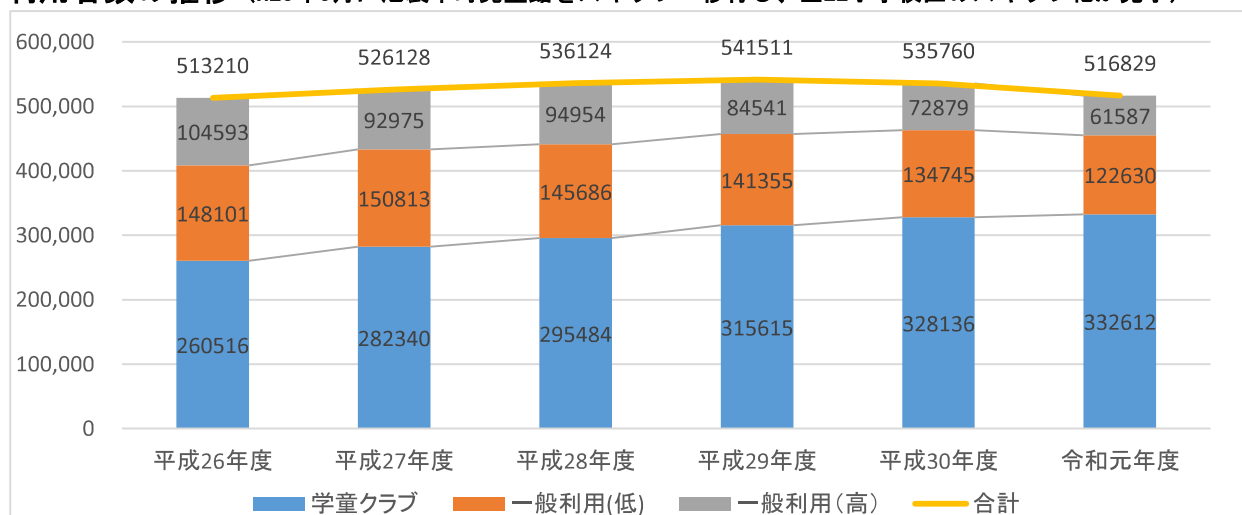
隣接型展開
学校と区民ひろば等が
至近距離にあり
一体的利用が可能なパターン

令和2年1月7日 教育に関する事務の点検・評価 放課後対策課 資料

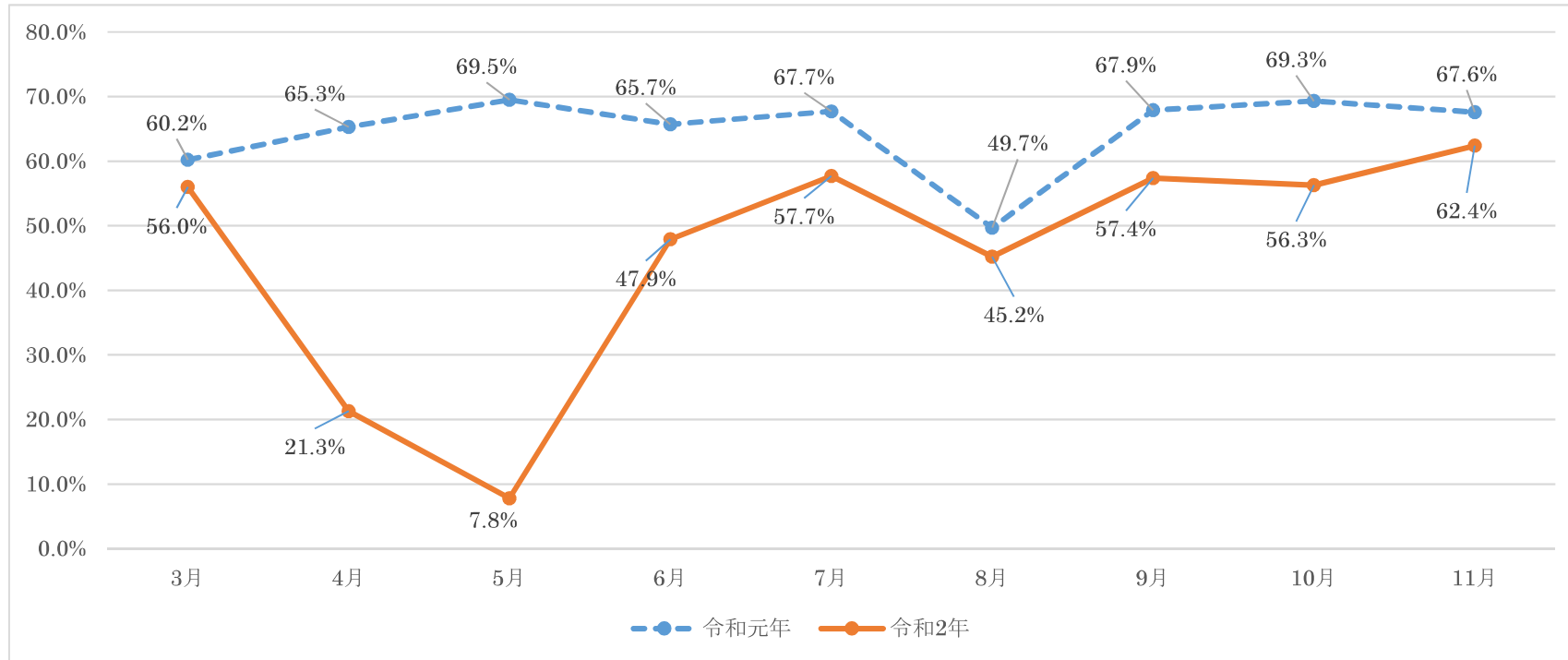
施設概要等

№	施設名	形態	開設時期	学童クラブ定員 (2.4.1現在)	学童クラブ 登録児童数 (2.12.1現在)	正規職員数 (2.12.1現在)	会計年度 任用職員数 (2.12.1現在)
1	仰 高	敷地内型	平成22年4月	104	74	1	5
2	駒 込	校舎内型	平成19年4月	117	98	2	5
3	巢 鴨	校舎内型	平成17年4月	100	71	2	5
4	清 和	隣接型	平成21年4月	110	93	2	6
5	西 巢 鴨	隣接型	平成17年4月	102	70	2	8
6	豊 成	敷地内型	平成25年11月	92	76	2	4
7	朋 有	敷地内型	平成19年2月	158	107	1	7
8	朝 日	校舎内型	平成17年7月	88	51	1	4
9	池袋第一	校舎内型	平成20年4月	100	60	1	6
10	池袋本町	校舎内型	平成28年8月	218	169	3	7
11	池袋第三	敷地内型	平成19年4月	137	105	2	5
12	池 袋	校舎内型	平成25年10月	67	57	2	3
13	南 池 袋	隣接型	平成16年4月	130	103	2	6
14	高 南	校舎内型	平成18年4月	95	77	1	5
15	目 白	校舎内型	平成26年10月	160	132	2	6
16	長 崎	校舎内型	平成22年4月	128	59	1	6
17	要	敷地内型	平成24年4月	105	101	2	6
18	椎名町	校舎内型	平成20年4月	126	99	1	6
19	富士見台	校舎内型	平成18年4月	110	84	1	5
20	千 早	校舎内型	平成27年4月	135	78	1	5
21	高 松	校舎内型	平成17年4月	140	119	1	6
22	さくら	校舎内型	平成17年7月	108	94	2	5
合計				2,630人	1,997人	34人	121人

利用者数の推移 (H28年8月に池袋本町児童館をスキップへ移行し、全22小学校区のスキップ化が完了)



新型コロナウイルス感染症の学童クラブ利用率への影響



- ※ グラフは、毎月の学童クラブ登録児童者数に対する利用率（出席率）の推移について、令和元年と令和2年を比較したものである。
- ※ 令和2年4月10日～5月31日は緊急事態宣言に伴い利用自粛を要請したため、応急利用対象者のみの利用率となる。
- ※ 令和2年11月には、例年並みの利用率へと回復の傾向が見られる。

職員用：「子どもスキップ・放課後児童クラブマニュアル」より抜粋

子どもスキップにおける安全管理について

◆ ケガ・トラブルを防止するために

放課後児童支援員は、「子どもの育成を支援する専門家として、保護者の受託を受けて放課後の子どもの生活と遊びを支援する職員」である以上、楽観バイアス（うちの施設では起こらない）は捨て、すべきことをしておらず、またはしてはいけないことをして、子どもに重大な結果が起きた場合、社会的責任を問われる。裁判になることも想定し、「子どもの命が失われてしまった場合に、施設長、職員、主管課が何をしていなかったら、社会的責任を問われ、自分たちの心と仕事と一生を危機にさらすか」と捉え、すべきことを逆算して考え、準備し、訓練し、実際に行い、子どもの命を救う可能性を一層高めていく。

一件の大きな事故・災害の裏には、29件の軽微な事故・災害、そして300件のヒヤリ・ハット（事故には至らなかったもののヒヤリとした、ハットとした事例）があるとされる。重大事故の防止のためには、事故や災害の発生が予測されたヒヤリ・ハットの段階で対処していくことが必要である。

- 1) 人の子どもの命を預かる施設は、日頃から深刻事故の予防に取組み、職員自らが死亡や重症・重傷事故が起こらないよう行動する環境を積極的に身に付けていく。
 - 予め施設の職員配置と役割を明確化し、職員が共有する。出入口、固定遊具、児童が多くなる場所には必要数の職員を配置する。最後の児童の利用が終了するまで、職員は児童から目を離さない。
 - 施設及び校庭・体育館を開ける前後には、目視・声出しで遊具・施設整備の点検及び、安全確認を必ず実施する。特に窒息や頭部の打撲等、首から上の事故を回避するため、バットやラケット類、ボールの数の管理、石・ガラス等の異物除去、ヒモ類、刃物類、布類等の管理を徹底して行う。
 - 児童が校庭・体育館を使用する前には、必ず諸注意、準備体操を実施し、人数の把

握をし、救急バッグ・携帯電話を携行する。

- ④ 校庭・体育館使用中は全体を巡回し安全管理に努め、児童への声掛けや、適宜、水飲みや休憩を入れる。熱中症、光化学スモッグ情報に注意する。

2) 万が一、事故が起きてしまった場合に、落ち着いてすべきことを適切に行えるように日頃から各訓練を実施し、職員間で安全策について考え、行動していく。

- ① 施設職員は、救急救命講習や安全管理についての各研修を受講する。
- ② 施設職員は、事故・怪我、不祥事を隠さず速やかに報告する。
- ③ 施設は、緊急時の通報・行動方法について施設に掲示し、事故が起きた際は、応急処置、救急車の要請、警察への連絡、保護者、学校、放課後対策課への連絡等を実に行う。救急車を要請した場合、首から上の事故の場合は、夜間必ず保護者へ連絡し、病状確認を行う。事故発生報告書・事故発生後の対応記録簿を課へ提出する。
- ④ 施設は、施設で起きた事故を自己分析し、(同じような事故が起きていないか)、再発防止策を講じる。課内での情報共有と記録の蓄積・活用を図る。
- ⑤ 施設は、救急車の要請訓練、110番通報訓練(含・学校110番)、不審者対応訓練、地震・火災を想定した避難訓練等を日頃から行い、緊急時に備える。また、緊急時の連絡体制について日頃から確認をする。
- ⑥ 課は、不審者情報、熱中症、光化学スモッグ情報、気象情報等をリアルタイムで発信し、事故の未然防止に努める。
- ⑦ 課は、安全管理に関するOJTを積極的に実施したり、施設活動に必要な安全管理についての情報を適切に提供する。
- ⑧ 課は、所長会や課メールを通じ、安全管理情報の周知を図る。各所長は、各施設職員へその情報を提供し、各職場で共有する。

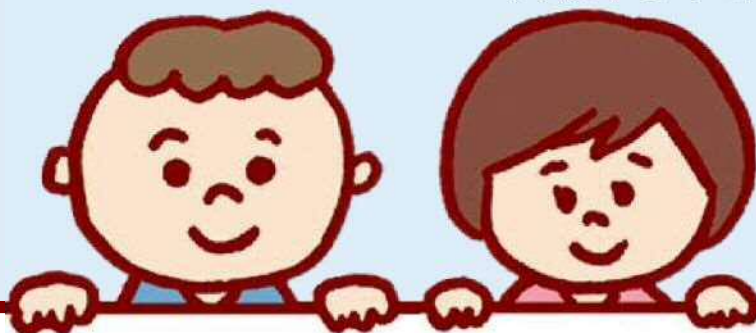
令和元年度 子どもスキップ利用者会議（子ども会議）の開催実績

	施設名	実施回数	主な内容	決定事項数
1	仰高	5	スキップまつりの取り組みについて、クラブ（スキップ）の良い所や改善点等についての話し合い。	5
2	駒込	0		0
3	巣鴨	2	夏休みのスキップの過ごし方や遊び方、玩具の使い方、玩具の購入希望等スキップへの要望についての話し合い。	2
4	清和	2		2
5	西巣鴨	1	玩具購入に関するアンケートを実施。	1
6	豊成	3	1学期に1回実施。3回目にアンケート実施し児童の要望などを集約し、運営に取り入れている。	3
7	朋有	2		2
8	朝日	2	学童クラブの学習時間の過ごし方、誕生日会の内容について話し合い。	3
9	池袋第一	2		2
10	池袋本町	1	たんぼぼルーム（セカンド）の使い方、不審者について話し合い。	1
11	池袋第三	3		3
12	池袋	3	企画してほしい行事、玩具の購入要望についての話し合い、ひろばまつり出店企画会議、12月お楽しみ会企画会議等。	4
13	南池袋	1		1
14	高南	1	おもちゃの片づけ方、購入希望、困っていることについて話し合い。	1
15	目白	1	子どもアンケートを実施、玩具の購入などは出された要望を反映した。	3
16	長崎	3	「こんなスキップがいいな」アンケートや、出された意見について話し合い。	3
17	要	6	イベントに向けて、実行委員会を集い会議を実施。1年通しての「お助け隊」を募集。意見ボックスを活用して子ども達の声を聴き新聞を作成。	6
18	椎名町	3		3
19	富士見台	1		1
20	千早	5	校庭の使い方/室内の遊び方/アンケート形式で欲しい玩具の要望を聞く/年末と楽しみ会の内容/ブロックの使い方について話し合い。	5
21	高松	2	内1回はアンケート形式で要望を反映	2
22	さくら	8	おもちゃの使い方、本・おもちゃの購入希望、学童クラブの進級お祝い会について等、学年毎に話し合い。	8
	計	57回		61件

豊島区子ども権利に関する条例

豊島区では、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い、「豊島区子ども権利に関する条例」を制定しました。

(平成18年4月1日施行)



子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、
あなたです。
あなたが選んで
決めることができず
失敗してもやり直せます
困ったことがあっても、
助けを求めたいのです
あなたには、ひとりでは
私たちがおとなは、
あなたの立場に立って、
あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく
生きていけるように、
いっしょに考えよう
あなたといっしょに
世界で一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

前文より

「豊島区子どもの権利に関する条例」は、
子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、
成長を支援する仕組みを定めることにより、
子どもの権利を保障することを目的とした条例です。
この条例では、子どもが持つ大切な権利や
子どもに関わる大人の役割を規定しています。



大切な子どもの権利

この条例では、子どもが持つ大切な権利について、第3章で次のように規定しています。

個性が尊重されること

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、それぞれの自分らしさを大切にしながら成長することができます。

また、人に知られたくないことや秘密が守られ、プライバシーが尊重されます。

思いを伝えること

子どもは、自分の思っていることや考えたことを人に伝えることができます。

また、家や学校などで何かを決めるときには、意見を言うことができます。

その意見は「子どもだから」と軽く扱われることはありません。

また、自分の思いを自由に表現したり、仲間と集まって活動することができます。

社会の中で育つこと

子どもは大切な地域の一員として、地域活動に参加することができます。

また、地域の文化や伝統を学び、自分の育つ地域をよりよく知ることができます。

安心して生きること

子どもは、愛情と理解をもって生まれ、差別を受けずに安全・安心な環境で生活することができます。

周りの人は、虐待や体罰、いじめなどで子どもの心やからだを傷つけてはいけません。

自分で決めること

子どもは、自分の成長に合わせて、自分のことを決めることができます。

自分のことを決めるときに必要な情報について、周りの人から分かりやすく説明してもらうことができます。

かけがえのない時間を過ごすこと

子どもは、自分の成長に合わせて遊んだり、学んだり、仲間と集まることができます。

また、ゆったりと休んだり、自由な時間を過ごすことができます。

自由な時間の中で、いろいろな文化や芸術、スポーツに触れることで、自分らしく成長することができます。

支援を求めること

子どもは、自分が不安に思うことや困っていることを相談することができます。

虐待や体罰、いじめなどで自分の心やからだを傷つけられそうなどときには、助けを求めることができます。

POINT

「子どもの権利条約」 いのちの権利と差別の禁止

「豊島区子どもの権利に関する条例」のもとになっている国際的な取り決めとして、「子どもの権利条約」というものがあります。この条約は日本も批准し、守ることになっています。

この条約では、子どものいのちが大切にされること、子どもがあらゆる差別を受けないことが保障されています。

これはすべての権利のもととなる、とても重要な権利です。

豊島区・家庭・施設・地域の役割

条例の前文では、一般的なおとなの役割について、条例本文では、子どもにかかわるおとなの具体的な役割について規定をしています。

前文

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。



事業者

- ・子どもの権利の理解を促進します。
- ・子育てのために働きやすい職場環境を整備します。



地域

- ・子どもが安心して生活できる環境をつくります。
- ・地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を見守ります。
- ・地域のルールや役割を子どもに教えます。
- ・児童虐待を発見した場合、関係機関に通告します。



子どもに関わる施設関係者

- ・子どもの健康を守り、子どもの育ちや遊び、学びを充実させます。
- ・子ども同士のかかわりを見守り、子どもの意見を尊重します。
- ・児童虐待の予防及び早期発見のために、関係機関と連携して取り組みます。
- ・子どもの権利についての研修を実施します。



家庭

- ・子どもの心身を傷つけることなく、いのちを守ります。
- ・子どもと一緒にいる時間を大切にします。
- ・子どもの気持ちをよく聴き、意見を尊重します。
- ・子どもの年齢や成長に応じて、フライバシーを守ります。



豊島区

- ・子どもの権利の普及・啓発に取り組みます。
- ・子どもの権利が侵害されたときは、区民と力をあわせて子どもを守ります。
- ・子どもがいきいきと安心して生活できる環境を用意します。
- ・子どもの権利推進計画を策定します。また、子どもの権利委員会を設置して計画や施策の検証を行います。

POINT

「子どもの権利条約」 子どもの最善の利益、意見の尊重

「子どもの権利条約」における重要な考え方として、「子どもの最善の利益」と「意見の尊重」というものがあります。

子どもに関わる人には、「子どもにとって一番良いことは何だろう」と考えながら行動すること（子どもの最善の利益）、子どもの思いや意見を聞いて尊重すること（意見の尊重）が求められます。

「子どもにとって良いこと」は一人ひとり違うので、子どもの思いや意見をじっくり聞き、子どもにとって必要なことが何か考えていくことが大切です。

豊島区子どもの権利に関する条例

平成 18 年 3 月 29 日
条例第 29 号

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めていいのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけでなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくるのが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に通じる理念にほかならないのです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設等及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。
- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者（通過する者を含みます。）をいいます。
- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(責務)

第 3 条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。
- 3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。
- 4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。
- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第 2 章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第 4 条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第 3 章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第 5 条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第 6 条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報をおとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。

- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

- 第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。
- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
 - 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
 - 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
 - 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
 - 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

- 第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。
- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
 - 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
 - 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
 - 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
 - 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

- 第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

- 第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

- 第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

- 第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者(ただし、規則で定める者を除きます。)から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

- 第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。

(4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び報告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

(救済及び回復のための連携)

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。
- 3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。
- 4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。
- 5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
- (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条までの規定は、規則で定める日から施行します。

(平成21年規則第69号で、第6章の規定は、平成22年1月1日から施行)

(平成29年規則第67号で、第31条から第36条までの規定は、平成30年1月1日から施行)

☎☎☎ 相談窓口 ☎☎☎

困ったとき、気になるときは、ご相談ください。
解決する方法を一緒にみつけます。
相談した内容など、秘密は守られます。



子ども若者総合相談「アシスとしま」

子どもの学校生活や進路に関すること、働くこと、日常生活に関すること、非行や家庭内暴力に関することなど、どんな悩みでも相談できます。

電話でも来所でも相談を受け付けています。来所は、事前に予約をしていただくスムーズです。

場所 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階11番窓口
電話番号 03-4566-2476
受付時間 月曜日から金曜日：8時30分から17時15分
(祝日、年末年始を除く。)

教育センター電話相談

子育てに関すること、子どもの学校生活に関すること、いじめに関することなど、子どもの成長に伴って生じてくる様々な心配や悩みについての相談を受け付けています。

匿名での相談もできます。

電話番号 03-3983-0094
受付時間 月曜日から土曜日：9時から12時、13時から17時
(祝日、年末年始を除く)

子ども家庭支援センター

0歳から18歳までの子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け付けています。相談を受け、必要により専門機関をご紹介します。

いじめや不登校の相談、薬物、デートDVなどの相談にも応じています。

電話番号 東部子ども家庭支援センター 03-5980-5275
西部子ども家庭支援センター 03-5966-3131
受付時間 月曜日から金曜日：9時から18時 土曜日：9時から17時
(祝日、年末年始を除く)

子どもの権利擁護委員

豊島区では、一人で苦しんでいる子どもをひとりでも多く救えるようにと、「子どもの権利擁護委員」を設置しています。

子どもから相談はもちろん、子どもに関わる大人からの相談にも対応しています。

気になることがありましたら、一人で抱え込まずに、まずは上記の「東部子ども家庭支援センター」までご連絡ください。



TOSHIMA CITY

発行：豊島区子ども家庭部子ども若者課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
電話：03-4566-2471

子どもスキップ運営協議会設置要綱

平成30年6月29日
教育部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区立子どもスキップ条例（平成17年豊島区条例第49号。以下「条例」という。）第13条に定める子どもスキップ運営協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意向を反映させるため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第3条に規定する子どもスキップが行う事業に関すること。
- (2) その他委員長が特に必要と認めること。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関、団体の代表等の委員をもって構成する。

- (1) 青少年育成委員 4名
- (2) 小学校長 1名
- (3) 小学校PTA 1名
- (4) 放課後子ども教室関係者 1名
- (5) 学校開放運営委員会委員長 1名
- (6) 子ども家庭部長
- (7) 教育委員会事務局教育部長
- (8) 子ども家庭部子ども若者課長
- (9) 教育委員会事務局教育部放課後対策課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 協議会に副委員長1名を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長又は委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、年1回開催することを原則とする。ただし、委員長は必要に応じて協議会を招集することができる。

- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部放課後対策課において行う。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

「地域子ども懇談会」規約

平成 29 年 4 月 1 日
教育部長決定

(名称及び開設)

第 1 条 本会は、「地域子ども懇談会」(以下「懇談会」という。)と称し、「子どもスキップ」開設に併せて設置する。

(設置の目的)

第 2 条 懇談会は、小学校区を基礎単位とする新しい地域コミュニティの形成という「地域区民ひろば」の理念のもとに、地域、学校、家庭、行政が連携して、地域の子どもの健全育成活動や見守り活動の拠点になるとともに、子どもに関する意見交換、情報交換の場として地域の子育て力、教育力の向上を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「子どもスキップ」の事業内容や運営に関すること。
- (2) 「放課後子ども教室」の事業内容や運営に関すること。
- (3) 地域の子どもの健全育成に関すること。
- (4) 地域の子どもの見守りに関すること。
- (5) 地域の子どものこと。
- (6) その他懇談会が特に必要と認めること。

(構成)

第 4 条 懇談会は、次に掲げる関係機関、団体の代表等の委員をもって構成する。

- (1) 当該小学校長及び副校長
- (2) 当該小学校 PTA
- (3) 町会長
- (4) 青少年育成委員会
- (5) 主任児童委員及び児童委員
- (6) 学童クラブ保護者
- (7) 放課後子ども教室関係者
- (8) 当該小学校学校開放運営委員会委員及び学校開放管理員
- (9) 地域区民ひろば代表者
- (10) 区職員(子どもスキップ所長、放課後対策課職員)
- (11) 地域の子どもの健全育成に特に関心があり、子どもの育成関係団体等の活動経験がある地域住民
- (12) その他懇談会が必要と認めた者

(任 期)

第5条 委員の任期は就任した日から翌年度末までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役 員)

第6条 懇談会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、懇談会を代表し会務を総理する。
- 4 懇談会に副委員長1名を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員の互選または委員長の指名により定める。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長または委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(運 営)

第7条 懇談会は、委員長が招集する。

- 2 懇談会は、年1回開催することを原則とする。ただし、委員長は必要に応じて懇談会を招集することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させることができる。

(委 任)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、懇談会で定める。

(規約の改廃に関する懇談会の意見)

第9条 この規約の改廃にあたっては、懇談会の意見を反映させて決定するものとする。

(事務局庶務)

第10条 懇談会の事務局は、教育委員会事務局教育部放課後対策課におき、懇談会の庶務を処理する。

令和2年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

事業名	学校施設整備の補助金	担当課	学校施設課
-----	------------	-----	-------

1. 事業概要及び現状									
事業の目的 (どのような状態にしたいか)		学校施設における防災機能の強化や教育環境の充実及び質的向上を図る。							
事業の対象 (対象となるヒト・モノ)		区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園)							
事業の概要 事業の手法		<p>学校施設の老朽化対応、及び教育環境の質的な向上を図るため、計画的に改築・改修を行う。 なお、年度ごとに改築・改修校が異なるため、事業費推移に計上した予算事業は、各年度以下の通り。</p> <p>平成29年度：改築(巣鴨北中、池袋中)、改修(小学校大規模、小学校トイレ) 平成30年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・中学校トイレ、中学校特別支援教室整備、小学校・幼稚園一般) 令和元年度：改築(巣鴨北中)、改修(小学校大規模、小学校・幼稚園一般、体育館冷暖房) 令和2年度：改築(池一小)、改修(小学校・中学校大規模、小学校・中学校・幼稚園一般、体育館トイレ)</p>							
基礎データ (利用者等の情報)		<p>区立学校施設(小学校22校、中学校8校、幼稚園3園) 改築済の学校(小:4校、中:5校) 改築計画が公表されている学校:池袋第一小(改築工事中)、千川中学校(建替え等を考える会実施中)</p>							
豊島区教育ビジョン2019における位置付け		基本方針6. 教師力の向上と魅力ある学校づくり			基本施策2. 教育環境の整備				
根拠法令		学校施設環境改善交付金交付要綱 東京都公立学校屋内体育施設空調置支援事業 補助金交付要綱 他			事業開始年度		令和元年度 (毎年度申請・交付)		
取組状況	元年度に実施した具体的な取組内容	<p>1. 改築 国庫補助金を活用し、巣鴨北中学校の改築を完了した。 活用メニュー:危険改築(校)、不適格改築(校)、単独校調理場、学校水泳プール、中学校武道場</p> <p>2. 改修 国庫補助金及び都補助金を活用し、以下の改修を行った。*()内は活用補助金 (1)体育館冷暖房設置 小19校、中5校(都) 改修工事による設置(小2校、中1校)分の補助金が、区に交付された。 また、リースによる設置(小17校、中4校)に対しては、東京都からリース事業者へ補助金が交付されたことにより、区のリース料支払い額が減少した。 (2)トイレ改修 清和小(国・都)、南池袋小(都) (3)外壁改修 清和小(国・都)、朝日小(国・都)、南池袋小(国・都)、椎名町小(都) (4)ブロック塀改修 仰高小、駒込小、清和小、朋有小、椎名町小、池袋幼(以上全て国・都)、南長崎幼(国)</p>							
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(計画)	元年度(実績)	2年度(計画)
		○ 改築が完了した学校数(累計)	増加させる	校	8	8	9	9	9
		○ 補助金申請校数(国)	維持する	校	11	16	13	13	9
○ 補助金申請校数(都)	維持する	校	9	16	16	16	6		

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (計画)	元年度 (実績)	2年度 (計画)
		○	改築が完了した学校数(累計)	増加させる	校	8	8	9	9
	○	補助金交付校数(国)	維持する	校	11	14	13	9	9
	○	補助金交付校数(都)	維持する	校	9	15	16	16	6

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		29年度	30年度	令和元年度		令和2年度		
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)	
事業費		A	3,004,967	2,655,802	4,958,882	4,582,057	2,844,678	-1,737,379
財源内訳	国、都支出金		191,386	279,745	356,880	373,490	121,476	-252,014
	使用料・手数料	B	0	0	0	0	0	0
	地方債・その他		1,960,562	1,317,796	4,472,463	2,713,821	2,526,639	-187,182
	一般財源	C=A-B	853,019	1,058,261	—	1,494,746	196,563	-1,298,183

3. 課題及び今後の方向性

課 題	補助対象となる改築・改修については最大限交付申請を行っているが、国・都の予算配分により採択されない事業があり、補助金収入が得られないことがある。
課題への対応策 及び今後の方向性	交付対象となる改築・改修事業について、引き続き最大限交付申請を行っていく。